

植物性廃食用油の回収事業について

1 事業目的

平成 22 年 3 月に策定した「バイオマスタウン構想」における家庭系ごみの分別と利用の推進の一環として、これまで台所等から流され水環境の汚染を引き起こしていたり、可燃ごみとして処理されていたりした食用油を回収し、環境保全・ごみの減量を図ります。

また、回収された油は軽油の代替燃料として再利用します。

2 事業概要

(1) 実施期間

平成 24 年 1 月 4 日から開始。

※平成 24 年度末までは試験期間とします。

(2) 回収・精製業者

有限会社三盟石販（牧之原市勝田 8 5 8 - 1）

(3) 回収する油

主に使用済みの植物性食用油（サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど）。賞味期限切れの油も対象。

但し、動物性食用油（ラードなど）、機械油、事業系油は回収しません。

(4) 回収方法

市役所榛原庁舎市民課、相良庁舎環境課の 2 拠点で回収します。

使用済み油は濾してペットボトルなどに移し替え、賞味期限切れの油はそのまま、持参していただきます。

今後、公民館やスーパーなどに、回収拠点としての参加を依頼していきます。

(5) 事業費等

試験期間中、市は回収・精製業者などに費用を支出しません。また、回収した油は無償で回収・精製業者に提供し、精製した B D F（軽油代替燃料）の一部を市役所に無償で提供していただきます。

試験期間終了後は、有価物として油を売却し、精製した B D F を購入するという方式の導入などを検討しています。（一般的に B D F は軽油より 10 円程度安く販売されているため、燃料費節約のメリットがあります。）

3 回収油の再利用等

(1) 当分の間は、公用車での試験利用を行っていきます。ある程度の回収量が見込めた場合、回収した油は、ゴミ収集を行っているパッカー車や給食の配送車などでの再利用を検討する方針です。

(2) 「広報まきのはら」1 月号やホームページに掲載し、周知、P R を展開します。また、スーパーなどの商店や関係団体などへの協力要請を行います。